



人と地域が輝く常盤協議会

人と地域が輝く常盤協議会 広 報

平成 27 年 3 月 15 日号

発行：人と地域が輝く常盤協議会
連絡先：草津市志那中町 111-1
(常盤市民センター内)
TEL・FAX 568-0001
Eメール：sc-tokiwa@city.kusatsu.lg.jp



平成 29 年度から 「常盤市民センター(公民館)」は、 指定管理者制度へ移行予定です!

■ 指定管理者制度導入について

草津市では、平成 29 年度に現在の市民センター(公民館)を(仮称)地域まちづくりセンターに位置付けを変更し、指定管理者制度(※)の導入を予定されています。

指定管理者制度が導入されますと、常盤協議会が地域のまちづくり活動の拠点として、施設の管理・運営を行うこととなり、地域の実情に応じた利用や特色ある独自の取り組みに活用できるなど、地域主体のまちづくりを展開することができます。

指定管理者制度導入について、Q&A形式でまとめてみました。

Q：指定管理者制度が導入されるのはなぜですか？

A：地域を代表するまちづくり協議会が、地域のまちづくりの活動拠点として施設を管理・運営し、地域が主体となったまちづくりを進めていくためです。

Q：指定管理後も自主教室の利用ができますか？

A：継続利用を視野に入れて、市で検討されています。

Q：指定管理後も、やすらぎ学級などの公民館講座は実施されますか？

A：指定管理者制度を導入すると、常盤協議会が主体となって施設の運営を行う中で、生涯学習講座等を指定管理業務として実施する予定です。

Q：指定管理後は、センターの使用申請手続きに変更がありますか？

A：窓口での手続きは、今までと変わりなく、センターでできる予定です。

Q：諸証明の発行は、今までどおり市民センターでもらえるのですか？

A：現在市民センターで行っている諸証明の発行業務は、指定管理者制度の導入とあわせて、コンビニエンスストアでの発行に切り替わる予定です。



※ 指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人やその他の団体(民間事業者を含む)に、公の施設の管理を行わせる制度です。

平成26年度やすらぎ学級 第5回講座『花架拳で健康づくり』

平成26年度やすらぎ学級の最終第5回講座『花架拳で健康づくり』が2月6日（金）に常盤公民館で実施されました。

「花架拳」は中国伝統武術の型を取り入れたエクササイズで、呼吸を意識しながらゆったりした音楽に合わせて体を動かします。いつまでも若々しくハツラツとした体力を保つための健康法として今静かなブームで、愛好者の輪が広がりつつあります。

常盤公民館では初めての開催でしたが、女性・男性を問わず多くの方が参加され、講師の宇野貴子さんより手ほどきを受けながら、約1時間熱心に取り組みました。

参加者からは「心地よい汗をかいた」「なんだか体が軽くなった気がする」等の感想もあり楽しい時間を過ごされました。



不法投棄警告看板を 新たに8ヶ所設置しました！

★不法投棄は犯罪です!!!

不法投棄を見つけた方は、草津市ごみ減量推進課（561-2346）が警察まで御連絡ください！



読書グループ 「松葉会」メンバー募集



松葉会は、自主サークルです。

新刊購入や図書整理、紙芝居などによる地域文化伝承活動を常盤学区を中心に活動しています。

定例会は、毎月第2木曜日9時30分～12時まで常盤公民館図書室で行っています。

興味のある方はぜひ一度お越しください！



紙芝居をする松葉会のみなさん

広報統合のお知らせ

今まで各団体で発行していた広報紙を、平成27年度から統合し、常盤協議会の広報として発行していきます。統合する団体は、常盤協議会、常盤学区青少年育成会議、常盤学区社会福祉協議会、草津市消防団第6分団です。統合することで、広報の充実化と経費の節減を図っていきます。

常盤市民センターの図書室にある本は、貸出しを行っていますので、ぜひ御利用ください。（部屋を利用されている場合がありますので、事前に御連絡ください）